

ディサービスセンター健康倶楽部多賀城
重要事項説明書

ディサービスセンター健康倶楽部多賀城（以下、「事業所」という）が提供する、通所介護サービス（以下、「介護サービス」という）の内容についての重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社福祉ケアサービス		
所在地	宮城県仙台市若林区土樋104番地		
電話番号	022-217-3115	FAX番号	022-217-7506
代表者	代表取締役 阿部 孝治		

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	ディサービスセンター健康倶楽部多賀城		
所在地	宮城県多賀城市高崎三丁目29番地1号		
電話番号	022-389-2405	FAX番号	022-309-3778
介護保険指定番号	0470901109 号		
通常の事業の実施地域	多賀城市・塩釜市（離島を除く）・七ヶ浜町・利府町・仙台市（宮城野区）		

(2) 事業所の職員体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤	計
管理者	業務の一元的な管理	1 人	人	1 人
生活相談員	生活指導及び相談	2 人	人	2 人
看護職員	健康管理、保健衛生管理	人	人	人
介護職員	介護業務	人	人	人
機能訓練指導員	機能回復訓練の指導	人	人	人

(3) 事業所施設の概要

定員	30 人（1単位）
食堂及び機能訓練室	168 m ²
浴室	一般浴槽
その他の設備	静養室、相談室、厨房、トイレ4ヶ所、送迎車両6台

(4) サービスの提供時間帯

営業日	月曜日～土曜日 *年末年始は除く
サービス提供時間	9:00～16:00
営業時間	8:30～17:30

(5) 提供するサービスの第三者評価の実施状況等

第三者評価の実施状況	あり なし	*ありの場合	
		実施年月日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
		開示の方法	

3. 運営方針

- ①当事業所は、介護保険法等の関係諸法令及びこの重要事項説明書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスを提供していきます。
- ②当事業所は、サービス提供にあたって、利用者の要介護度及び、利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従ってサービスを提供していきます。
- ③当事業者は、サービスの提供にあたって、利用者または他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限をしません。緊急やむを得ない場合とは次のようなことを意味します。
 - ・利用者又は、他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ④当事業者は、健全な事業運営を実施しています。事業計画・財務内容に関する資料を求めに応じて閲覧・謄写します。但し、謄写に係る実費の負担を依頼人に請求できるものとします。

4. 利用料金

(1) 利用料金

当事業所の介護サービスの提供（介護保険適用部分）に際しての利用料金は、サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額のとおりとします。但し、介護保険の給付の範囲を超えた介護サービス利用は、全額自己負担となります。

- ①基本料金は、所定の単位に地域区分別の単価10.27円を乗じて得た額です。
- ②短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- ③この他、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第19号）に規定されている食事、入浴等を受けた場合は、一定の金額を負担していただきます。

(2) 料金表

*通常規模型通所介護：1回あたりの利用料金 地域区分10.27円

利用時間	介護度	単位数	1回あたりの金額（介護保険適用時の自己負担額）			
			基本料金	1割負担額	2割負担額	3割負担額
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	3,799 円	380 円	760 円	1,140 円
	要介護2	423	4,344 円	435 円	869 円	1,304 円
	要介護3	479	4,919 円	492 円	984 円	1,476 円
	要介護4	533	5,473 円	548 円	1,095 円	1,642 円
	要介護5	588	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円
4時間以上 5時間未満	要介護1	388	3,984 円	399 円	797 円	1,196 円
	要介護2	444	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
	要介護3	502	5,155 円	516 円	1,031 円	1,547 円
	要介護4	560	5,751 円	576 円	1,151 円	1,726 円
	要介護5	617	6,336 円	634 円	1,268 円	1,901 円
5時間以上 6時間未満	要介護1	570	5,853 円	586 円	1,171 円	1,756 円
	要介護2	673	6,911 円	692 円	1,383 円	2,074 円
	要介護3	777	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
	要介護4	880	9,037 円	904 円	1,808 円	2,712 円
	要介護5	984	10,105 円	1,011 円	2,021 円	3,032 円

6時間以上 7時間未満	要介護1	584	5,997 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	要介護2	689	7,076 円	708 円	1,416 円	2,123 円
	要介護3	796	8,174 円	818 円	1,635 円	2,453 円
	要介護4	901	9,253 円	926 円	1,851 円	2,776 円
	要介護5	1,008	10,352 円	1,036 円	2,071 円	3,106 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	6,757 円	676 円	1,352 円	2,028 円
	要介護2	777	7,979 円	798 円	1,596 円	2,394 円
	要介護3	900	9,243 円	925 円	1,849 円	2,773 円
	要介護4	1,023	10,506 円	1,051 円	2,102 円	3,152 円
	要介護5	1,148	11,789 円	1,179 円	2,358 円	3,537 円
8時間以上 9時間未満	要介護1	669	6,870 円	687 円	1,374 円	2,061 円
	要介護2	791	8,123 円	813 円	1,625 円	2,437 円
	要介護3	915	9,397 円	940 円	1,880 円	2,820 円
	要介護4	1,041	10,691 円	1,070 円	2,139 円	3,208 円
	要介護5	1,168	11,995 円	1,200 円	2,399 円	3,599 円

* 通所介護の加算等の利用料金（介護保険適用時の自己負担額） 地域区分10.27円

加算項目	単位	金額	1割の場合	2割の場合	3割の場合	備考
入浴介助加算（Ⅰ）	40	410 円	41 円	82 円	123 円	—
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	575 円	58 円	115 円	173 円	機能訓練指導員による訓練加算
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	205 円	21 円	41 円	62 円	1月あたり
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160	1,643 円	165 円	329 円	493 円	月2回を限度として対象者のみ
科学的介護推進体制加算	40	410 円	41 円	82 円	123 円	1月あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	184 円	19 円	37 円	56 円	—
通所介護送迎減算（片道）	-47	-482 円	-49 円	-97 円	-145 円	—
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月あたりの所定単位数 × 9.2%					

*ADL維持等加算〔申出〕の有無：あり *LIFEへの登録：あり

*介護給付外の料金

	単位	金額
昼食費（おやつ代込）	1回あたり	720 円
時間延長施設利用料金	1時間あたり	— 円
尿取りパット・シート代	1枚あたり	30 円
紙おむつ代（各サイズ共通）	1枚あたり	100 円
プログラム費	利用者の希望により参加する活動や行事に係る材料費等については、事前説明の上で実費をいただきます。	

（3）送迎に要する費用

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は、1kmにつき100円をお支払いいただきます。

（4）キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日の午後5時30分までにご連絡 いただいた場合	無料
ご連絡が上記時間以降（午後5時30分以降）に なった場合（無断キャンセルの場合も含む）	昼食費720円 （おやつ代込）

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先：022-389-2405）

※ご利用者様の容態の急変、緊急かつやむを得ない場合はキャンセル料はいただきません。

(5) その他

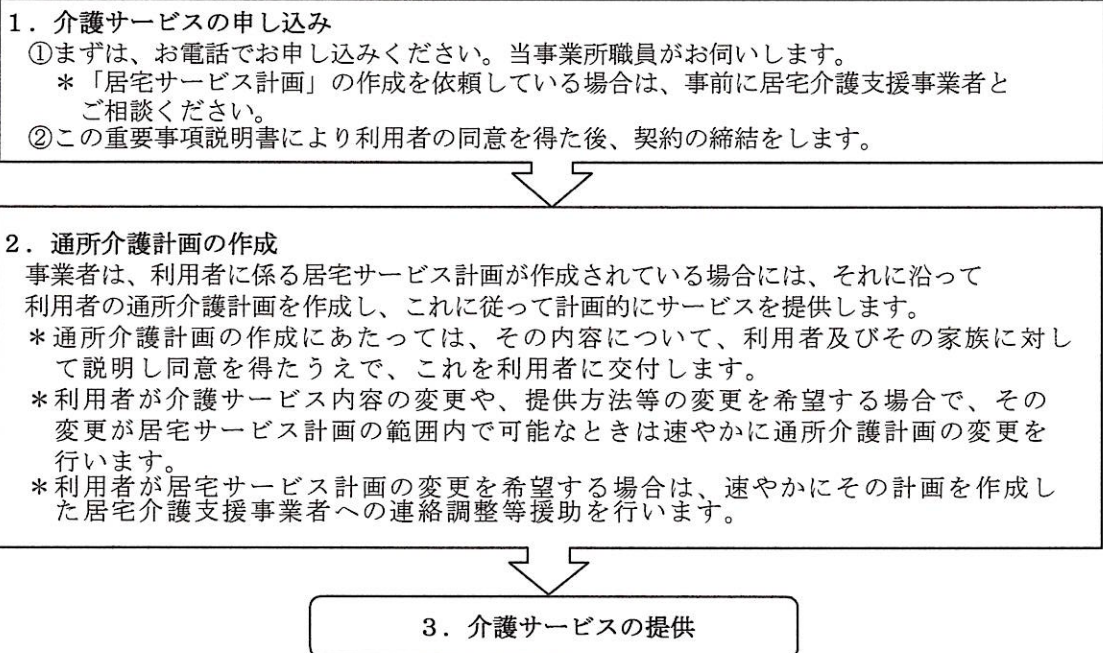
利用者の介護保険被保険者証に支払方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、利用者が居住する市町村窓口へ提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

(6) 料金のお支払方法

利用料金については、1ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月15日までに送付し同月28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。

お支払方法については、原則として事前にお申込みをされた口座からの自動引き落としとさせていただきますが、やむを得ない事情でその他の支払方法を希望される場合は事業所までご相談ください。またご利用後の請求書の金額及び明細にご不明の点がありましたら、当事業所までご連絡ください。

5. 介護サービスの利用方法



6. 介護サービス提供の記録

①事業者は、介護サービスを提供した際には、介護サービス提供記録（通所介護記録）等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、必要に応じて利用者の確認を受けるものとします。

②事業者は、作成した介護サービス提供記録等の書面を、この契約の終了後5年間保管します。

③事業者は利用者の求めに応じて前項の書面を閲覧させ、又は謄写します。謄写に際して、事業者は利用者へ実費負担を請求することができるものとします。

7. 介護サービス利用にあたっての留意事項

①介護サービスの利用にあたっては、主治医等からの指示事項がある場合には申し出てください。

②体調不良等により介護サービスの利用に適さないと判断される場合には、利用を中止することがあります。

③事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用してください。

④事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払っていただきます。

⑤利用者は、事業所内で以下に該当する行為を行うことを禁止します。

- ・飲酒での利用
- ・決められた場所以外での喫煙
- ・介護サービス利用時間中の無断外出
- ・危険物（刃物等）の持ち込み
- ・利用者同士又は職員との金銭の貸し借り
- ・利用者同士の飲食物の受け渡し
- ・ペットの連れ込み
- ・職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

8. 守秘義務

事業者及び職員は、業務上で知り得た利用者又はその家族等に関する情報を利用者に医療上、緊急の必要性がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。またあらかじめ文書により利用者等の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

9. 損害賠償

事業者は、契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者にした損害について賠償する責任を負います。通所介護契約書第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

10. 事故発生時の取り扱い

①事業者は介護サービス提供中に事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等及び利用者の担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

<留意点>

- *対象となる事故は、事業者が介護サービス提供中の事故とします。
- *事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ・骨折、縫合が必要な外傷又はそれ以上の重篤な事故又は死亡事故
 - ・事業者と利用者又はその家族間で、問題が生じる可能性がある事故
 - ・上記以外に、連絡が必要と認められる事故

②事業者は事故処理の進捗状況に応じて、以下の報告を行うものとします。

- *事故発生直後の場合は、事故発生状況
- *事故処理が長期化する場合は、随時、途中経過
- *問題が解決し、事態が終結した場合は、その顛末及び結果

11. 協議事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者と事業者が互いに誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

12. 契約の終了

①利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の7日前までに文書で意思表示をしてください。

②当事業所の都合で契約を終了する場合

やむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付で介護サービスを受けていた利用者の要介護度が、要支援または非該当（自立）と認定された場合（※この場合、認定状況に応じて別のサービス等に変更して、ご利用いただくことも可能です。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

④その他

- ・事業者もしくは職員が正当な理由なく介護サービスを実施しない場合、守秘義務に違反した場合、故意又は過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為が認められる場合などは、文書で通知することにより契約を解除することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、又は利用者やご家族などが当事業所や当事業所の職員もしくは他の利用者に対して生命・心身等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に介護サービスを終了させていただく場合があります。

1.3. 緊急時の対応方法

事業者は、介護サービス提供時において、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し必要な処置を行うものとする。また、速やかに家族又は緊急連絡先へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

1.4. 相談・苦情対応

- ①事業者は、その提供した介護サービスに関する利用者等からの相談や苦情に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- ②提供された介護サービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保健団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ③事業者は、利用者等が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

<相談及び苦情窓口>

事業所名	デイサービスセンター健康倶楽部多賀城
窓口担当者	佐竹葉留奈 佐藤郁子
ご利用時間	8：30～17：30
電話	022-389-2405

宮城県国民健康保険団体連合会〔苦情相談窓口〕	022 (222) 7700
多賀城市役所〔介護福祉課〕	022 (368) 1141
塩釜市役所〔健康福祉部長寿社会課〕	022 (364) 1204
七ヶ浜町役場〔健康増進課〕	022 (357) 7447
利府町役場〔保健福祉課〕	022 (356) 1334
宮城野区役所〔障害高齢課〕	022 (291) 2111

令和 年 月 日

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

<事業者> 住所 宮城県仙台市若林区土樋104番地
事業者名 株式会社福祉ケアサービス
(事業所名) デイサービスセンター健康倶楽部多賀城
(住所) 宮城県多賀城市高崎三丁目29番1号

説明者氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護サービスの内容についての重要事項の説明を受け、それに同意し交付を受けました。

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印

*利用者代理人を選任した場合

<代理人> 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____